⑵　再造林等による適切な更新の確保

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎え、今後、主伐の増加が見込まれる状況にあること等を踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図るため、主伐後の再造林を推進する。

①　造林コストの低減

持続的に林業を行うため将来にわたり育成単層林を維持する森林では、植栽による確実な更新を図ることとする。その際、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図り、再造林が円滑に行われるようにすることが極めて重要である。

このため、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗や成長に優れた苗木の活用、低密度での植栽、機械化等による低コスト造林技術の開発・実証を進める。さらには、歩掛やマニュアル作成、森林計画への反映等施業体系の整備等を進め、森林整備事業への適用を図る。その際、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に積極的に取り組む。

②　優良種苗の確保

再造林の実施に不可欠な優良種苗の安定的な供給のため、採種園・採穂園の整備、コンテナ苗や花粉症対策苗木を含む種苗の生産体制の整備、森林・林業関係者間での種苗に係る需給情報の共有、種苗生産に取り組もうとする事業者等に対する研修や金融措置の活用等を推進する。また、成長に係る特性に優れた種苗の採取源となる特定母樹の増殖、種苗生産技術の向上、林木遺伝資源の収集・保存、新品種の開発を推進する。

③　伐採・造林届出制度等の適正な運用

伐採後の適切な更新が確保されるよう、市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域の適切な設定を推進するとともに、伐採箇所の巡視等の徹底、造林の実施状況の適確な把握、無届伐採に対する措置を含む伐採・造林届出制度の適正な運用を図る。

④　野生鳥獣による被害への対策の推進

シカ等野生鳥獣による森林被害については、造林樹種等の着実な成長を確保するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防除技術の開発・実証を行うとともに、防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲を引き続き推進する。特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して防除対策を講じる。また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

⑶　適切な間伐等の実施

人工林の半数以上が一般的な主伐期である10齢級に達しているものの、未だ保育の段階にあるものも多数存在している。地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の着実な発揮を図るためには、不在村森林所有者の増加等の森林・山村が抱える課題に対処しつつ、森林整備を面的に進めていく必要があり、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講じるとともに、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐特措法」という。）に基づき、市町村による取組を一層進めるなど、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する。

⑷　路網整備の推進

森林施業等の効率的な実施のため、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、トラック等の走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備（既設路網の改良を含む。）を引き続き進めるとともに、林業専用道など丈夫で簡易な路網の整備に必要な技術の普及・定着を図る。

なお、路網整備に当たっては、地域において相対的に傾斜が緩やかで林地生産力が高く、社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林を維持する森林を主体とする。

⑸　多様で健全な森林への誘導

①　多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。その際、国有林や公有林等において、育成複層林化等の取組を先導的に進めるとともに、森林所有者等が施業を選択する際の目安となる施業方法の提示やモザイク施業等の効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を図る。あわせて、原生的な森林生態系、希少な野生生物の生育・生息地、渓畔（けいはん）林など水辺森林の保護・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保護・管理、森林生態系の復元の取組、森林生態系に影響を及ぼすシカによる植生被害への対策等について民有林と国有林が連携して進めるほか、森林認証等への理解の促進など、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図る。

②　公的な関与による森林整備

急傾斜地・高標高地などの自然条件や社会的条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備が見込めない森林や、奥地水源等の保安林における高齢級人工林等の公益的機能の発揮に向けて、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、自然条件等に応じて、帯状若しくは群状又は単木での伐採、広葉樹の導入による針広混交の複層林への誘導等、公的主体による多様な整備を推進する。

水源林造成事業については、針広混交の育成複層林の造成等へ転換する施業を推進することとし、新規契約については、伐期を長期化、主伐面積を縮小・分散し、現地の広葉樹等の植生を活かした施業を指向する。既契約分についても長伐期施業等への見直しを進める。

森林整備法人等が行う森林整備については、これまで造成された森林を多様な林相へ転換することを含め、適切な整備を促進しつつ、採算性を踏まえた契約の適正化や、不確知の契約当事者等に係る契約条件の変更等の円滑化を進める。

また、森林所有者等の責に帰することができない原因により荒廃し、機能が低下した保安林の整備を治山事業により推進する。公益的機能の発揮を図るための適切な整備や保全を必要とする森林については、国有林に隣接・介在する民有林を整備・保全する公益的機能維持増進協定の活用、地方公共団体が主体となった整備や公有林化を推進する。

③　再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

農地として再生利用が困難な荒廃農地であって、森林として管理・活用を図ることが適当なものについては、多面的機能を発揮させる観点から、地域森林計画への編入に向けた現況等調査、早生樹種等の実証的な植栽等に取り組む。また、住宅等の周辺にあり、既に森林化した荒廃農地については、保安林に指定して整備・保全するなど、自然環境の有する防災・減災等の多様な機能を発揮させる「グリーンインフラ」としての活用を図る。

④　花粉発生源対策の推進

国民の約３割が罹患し、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、林業の成長産業化等を通じたスギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図るほか、花粉飛散防止技術の開発等を促進する。

⑹　地球温暖化防止策及び適応策の推進

地球温暖化の防止、低炭素社会の構築のため、間伐等の森林の適切な整備、保安林等の適切な管理・保全による二酸化炭素の吸収量の確保、木材及び木質バイオマスの利用による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減の取組を総合的に推進する。その際、将来にわたって森林の二酸化炭素の吸収作用を確保するためにも、主伐後の再造林を適切に行う。また、間伐特措法に基づく特定母樹の増殖を着実に行う。